

障がい者福祉 ガイドブック



美 浦 村

(令和2年4月版)

はじめに

このガイドブックでは、障がい者（児）の方を対象とした福祉施策・福祉サービスの概要や利用方法についてご案内しています。

- ◆ このガイドブックは令和2年4月現在の内容で作成しています。発行後、掲載されている各制度の内容が変更になる場合もございますので、ご了承ください。制度の変更や追加が行われた場合は、広報紙等でお知らせします。
- ◆ 申請・問合せ先は各制度により異なります。詳細については、窓口欄（もしくは問合せ欄）に記載された連絡先までお問い合わせください。

※ 本ガイドブックでは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」と略しています。

目 次

1	障害者手帳	
	1) 身体障害者手帳	8
	2) 療育手帳	9
	3) 精神障害者保健福祉手帳	10
2	障がい者の手当等	
	1) 障害年金	11
	2) 特別障害者手当	11
	3) 障害児福祉手当	12
	4) 特別児童扶養手当	12
	5) 美浦村在宅心身障害児福祉手当	13
	6) 美浦村難病患者支援費	13
	7) 心身障害者扶養共済制度	14
3	医療費助成制度	
	1) 医療福祉制度（マル福制度）	15
	2) 障がい認定による後期高齢者医療制度	15
	3) 自立支援医療制度（育成医療）	16
	4) 自立支援医療制度（更生医療）	16
	5) 自立支援医療制度（精神通院医療）	17
	6) 指定難病の医療費助成	17
	7) 小児慢性特定疾病の医療費助成	17
4	補装具費の支給及び日常生活用具の給付	
	1) 補装具費の支給	18
	2) 日常生活用具の給付	19
5	障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス	
	1) 障害福祉サービス	20
	2) 障害児通所支援	24
	3) 相談支援事業所及び地域活動支援センター	24
	4) 障害福祉サービスの利用にかかる費用	25
6	その他の生活支援サービス・制度	
	1) 日中一時支援事業	26
	2) 移動支援事業	26
	3) 意思疎通支援事業	26
	4) 自動車運転免許の無料教習制度	27
	5) 自動車運転免許取得費用の助成	27
	6) 自動車改造費の助成	27
	7) 重度障害者（児）住宅リフォーム費の助成	28
	8) 生活福祉資金貸付制度	28
	9) 身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）給付	28

	10) 人工肛門ストマ用装具支給事業（茨城県事業）	29
	11) 軽度・中等度難聴児の補聴器購入支援	29
7	交通機関等の割引制度	
	1) JR旅客運賃の割引	30
	2) つくばエクスプレス旅客運賃の割引	30
	3) 県内バス（路線）運賃の割引	31
	4) タクシー料金の割引	32
	5) タクシー料金の助成（福祉タクシー券）	32
	6) 国内航空路線運賃の割引	32
	7) 有料道路通行料金の割引	33
	8) 大洗カーフェリー運賃の割引	33
8	税の減免等	
	1) 所得税・村県民税の所得控除	34
	2) 村県民税の非課税	35
	3) 相続税の障害者控除	35
	4) 特定障害者に対する贈与税の非課税	35
	5) 少額貯蓄の利子等の非課税	35
	6) 個人事業税の減免等	35
	7) 自動車税（環境性能割・種別割）の減免（免除）	36
9	その他の福祉	
	1) NHK放送受信料の減免	38
	2) いばらき身障者等用駐車場利用証制度	38
	3) 駐車禁止除外車の指定	39
	4) NTT電話番号案内の無料化（ふれあい案内）	39
	5) 郵便料金の免除	40
	6) 郵便による投票	40
	7) 携帯電話基本料金等の割引	40
	8) 身体障がい者のための無料結婚相談・各種相談	40
	9) 利用料が免除される県の都市公園施設	41
10	スポーツ・文化・訓練	42
11	主な相談の窓口	
	1) 民生委員・児童委員	43
	2) 身体障がい者・知的障がい者相談員	43
	3) 障がい者虐待に関する相談窓口	43
	4) 障がい者差別解消に関する相談窓口	44
	5) こどもの発達相談	45
	6) 各種相談機関	46
12	所在地一覧	

[illegible]

※所得や年齢等により非該当となる場合があります。 ○…おおむね該当 △…一部該当

[illegible]

1. 障害者手帳

1) 身体障害者手帳

茨城県知事が発行し、身体に障がいのある方がさまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障害の程度により1級から6級（内部障害は1級から4級）まであります。

対 象 者	視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいがある方
窓 口	役場福祉介護課（申請書類は窓口にあります）
手 続	下表を参照してください。
備 考	平成19年4月1日以降の新規手帳交付者のうち、一部の疾病による障がいの方には再認定期間が設けられ、再交付申請が必要となります。

<必要なもの>

		個人番号 と身分証	印かん	写真※	診断書※	既存の 手帳
初めて交付申請するとき		○	○	2枚	○	
再交付 申請	障害の程度が変わったとき	○	○	1枚	○	○
	障害が追加になったとき	○	○	1枚	○	○
	手帳を紛失したとき	○	○	1枚		
	手帳を破損したとき	○	○	1枚		○
	写真が劣化したとき	○	○	1枚		○
変更届	住所が変わったとき	○	○			○
	氏名が変わったとき	○	○			○
死亡、障害に該当しなくなったとき		○	○			○
保護者名が変わったとき （手帳所持者が15歳未満）		○	○			○

- ※ 写真：タテ4cm×ヨコ3cmで、無帽、上半身、1年以内に撮影したもの（家庭用プリンターで印刷した写真及びポラロイド写真は受け付けできません）
- ※ 診断書：所定の身体障害者診断書・意見書（福祉介護課窓口にあります）で県の指定医が作成したもの。ただし、診断書は記載されて3カ月以内のものに限ります。
- ※ 村外へ転出したときは、転出先市町村の障害福祉窓口到手帳を持参して、居住地変更の届出をしてください。
- ※ 障がい者本人が障害を有しなくなったとき又は死亡したときは、速やかに手帳を返還してください。

2) 療育手帳

茨城県知事が発行し、知的障がいのある方が様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障害の程度により、㊤（最重度）・A（重度）・B（中度）・C（軽度）があります。

対 象 者		児童相談所または県福祉相談センターで知的障害と判定された方
必要書類等	新規申請の場合	児童相談所または県福祉相談センターへ判定の予約を入れてください。 判定日にあわせて手帳の交付申請手続きをしてください。 ○窓口(問合せ) 〔満18歳以上〕 茨城県福祉相談センター 電話：029-221-0800 FAX：029-221-0811 〔満18歳未満〕 土浦児童相談所 電話：029-821-4595 FAX：029-822-0855
	新規以外の場合	各種手続きは下表を参照してください。 ○窓口(問合せ) 役場福祉介護課
	再判定の場合	児童相談所または県福祉相談センターへ再判定の予約をしてください。

<必要なもの>

		印かん	写真※	既存の手帳
他都道府県から転入したとき（交付申請）		○	1枚	○
再交付申請	手帳を紛失したとき	○	1枚	
	手帳を破損したとき	○	1枚	○
	記載欄余白がなくなったとき	○	1枚	○
変更届	住所が変わったとき	○		○
	氏名が変わったとき	○		○
死亡、障害に該当しなくなったとき		○		○

※ 写真：タテ4cm×ヨコ3cmで、無帽、上半身、1年以内に撮影したもの（家庭用プリンターで印刷した写真及びポラロイド写真は受け付けできません）

※ 村外へ転出したときは、転出先の市町村障害福祉窓口到手帳を持参して、居住地変更の届出をしてください。

※ 障害に該当しなくなったときや死亡したときは、速やかに手帳を返還してください。

3) 精神障害者保健福祉手帳

茨城県知事が発行し、精神の疾患により日常生活や社会生活に制約のある方が医療や福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。障害の程度により1級から3級まであります。

対 象 者	精神の疾患により日常生活または社会生活に制約のある方
窓 口	役場福祉介護課（申請書類は窓口にあります）
手 続	下表を参照してください。
有効期間	2 年

<必要なもの>

		個人番号 と身分証	印かん	写真※	診断書※	障害年金 証書等※	既存の 手帳
初めて交付申請するとき		○	○	1枚	(○) または (○)		
更新するとき		○	○	1枚	(○) または (○)		○
障害の程度が変わったとき		○	○	1枚	(○) または (○)		○
再交付 申請	手帳を紛失したとき	○	○	1枚			
	手帳を破損・汚損したとき	○	○	1枚			○
変更届	住所が変わったとき	○	○				○
	氏名が変わったとき	○	○				○
死亡、障害に該当しなくなったとき		○	○				○

※ 写真：タテ4cm×ヨコ3cmで、無帽、上半身、1年以内に撮影したもの（家庭用プリンターで印刷した写真及びポラロイド写真は受け付けられません）

※ 診断書：所定の診断書で、初診日から6カ月を経過した日以後のもの（用紙は福祉介護課窓口にあります）

※ 年金証書等：精神の障害を理由に年金が支給されている場合、年金証書等の写し等（年金証書番号が記載されている書類）と照会同意書により手続きを行うことができます。

※ 村外へ転出したときは、転出先の市町村障害福祉窓口到手帳を持参して、居住地変更の届出をしてください。

※ 障がい者本人が障害を有しなくなったとき又は死亡したときは、速やかに手帳を返還してください。

2. 障がい者の手当等

1) 障害年金

○障害基礎年金

国民年金に加入中、法令に定める障害の状態になった時に支給されます。ただし、初診日において保険料の納付期間（一部納付・全額免除を含む）が加入期間の3分の2以上なければ支給されません。（初診日において65歳未満であるときは、保険料の納付期間が加入期間の3分の2未満でも初診日がある月の2カ月前までの直近1年間に保険料の未納がなければ特例で支給されます。）

○障害厚生年金

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは、3級の障害厚生年金が支給されます。

年金の額	1 級	977,125円（年額）
	2 級	781,700円（年額）
支給方法	2・4・6・8・10・12月の6回に分けて振り込まれます。	
窓 口	役場国保年金課又は土浦年金事務所（被保険者種類により異なります）	
備 考	上記のほか、18歳未満の子（障がいのある子は20才未満）がいる場合は、子の加算として第2子までは1人につき年額224,900円、第3子以降1人につき年額75,000円がプラスされます。	

2) 特別障害者手当

身体、知的、精神に重複した重度の障害または著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

対象者		支給月額	支給方法
・ 障害基礎年金1級程度の障がい重複している方 ・ 障害基礎年金1級程度の障がい1つと同2級程度の障がい2つ以上重複している方		27,350円	年4回（2・5・8・11月） 本人の銀行口座に振り込まれます。
支給制限	・ 前年の同居世帯員等の所得が一定額以上の場合 ・ 福祉施設等に入所している場合 ・ 病院等に3カ月を越えて入院の場合		
窓 口	役場福祉介護課（認定に必要な申請書類は窓口にあります）		
必要書類等	手帳、印かん、住民票（世帯全員）、戸籍謄本、所定の診断書、個人番号がわかるもの、本人名義の通帳		

3) 障害児福祉手当

身体、知的または精神に重い障害があるために、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の重度障がい児に対し、満20歳に到達した月まで支給されます。

対象者		支給月額	支給方法
- 身体障害者手帳1級程度で常時介護が必要な方 - 療育手帳㊤程度（IQ20以下）の方または同程度の精神障がいの方		14,880円	年4回（2・5・8・11月） 本人の銀行口座に振り込まれます。
支給制限	- 前年の同居世帯員等の所得が一定額以上の場合 - 福祉施設等に入所している場合 - 障害を支給事由とする年金を受給できる場合		
窓口	役場福祉介護課（認定に必要な申請書類は窓口にあります）		
必要書類等	手帳、印かん、住民票（世帯全員）、戸籍謄本、判定結果書（知的）、所定の診断書（内科的疾患）、個人番号がわかるもの、本人名義の通帳		

4) 特別児童扶養手当

身体、知的または精神に障がいをもつ20歳未満の児童を家庭で養育している父母または養育者（保護者）に、児童が満20歳に到達した月まで支給されます。

等級	対象者	支給月額	支給方法
1 級	・身体障害者手帳 1 級・ 2 級程度 ・療育手帳①・ A ・精神又は重複する障がいであって上記と同程 度の障がいのある児童（診断書が必要）	52, 500円	年3回（4・ 8・11月） 受給者の銀 行口座に振 り込まれま す。
2 級	・身体障害者手帳 3 級程度 ・療育手帳 B（診断書が必要） ・精神又は重複する障がいであって上記と同程 度の障がいのある児童（診断書が必要）	34, 970円	
支給制限	・前年の所得が一定額以上の場合（支給停止） ・児童が児童福祉施設等に入所している場合 ・児童が障害を支給事由とする公的年金を受給できる場合		
窓 口	役場福祉介護課（認定に必要な申請書類は窓口にあります）		
必要書類等	手帳、印かん、住民票（世帯全員）謄本、戸籍謄本、所定の診断書、個人 番号がわかるもの、障がい児の保護者（受給者）名義の通帳		

5) 美浦村在宅心身障害児福祉手当

身体、知的または精神に障がいをもつ20歳未満の障がい児を家庭で養育している父母または養育者（保護者）に、障がい児が満20歳に到達した月まで村から支給されます。

対象者		支給月額	支給方法
・身体障害者手帳1級～3級又は4級の一部（下肢障害に限る）の方 ・療育手帳㊤・A・B程度の方（概ねIQ50以下） ・内科的疾患（2級相当の障がい）又は身体障害者手帳4級（下肢障害以外）に加え、概ねIQ60以下の知的障がい又は精神障がい重複する方 ・上記と同程度以上の精神障がいのある方		3,000円	年2回（9・3月）受給者の銀行口座に振り込みます。
支給制限	・福祉施設等に入所している場合 ・障害児福祉手当を受給している場合		
窓口	役場福祉介護課（認定に必要な申請書類は窓口にあります）		
必要書類等	手帳、印かん、障がい児の保護者（受給者）名義の通帳		

6) 美浦村難病患者支援費

医療費公費負担制度適用疾病となる難病に罹患し、茨城県から指定難病医療費受給者証または一般特定疾患医療受給者証を交付された方に村から支給されます。

対象者		支給月額	支給方法
茨城県から指定難病特定医療費受給者証または一般特定疾患医療受給者証の交付を受けている方		3,000円	年2回（9・3月）本人の銀行口座に振込
支給制限	・村に居住実態がない場合 ・生活保護等公的扶助を受給している場合 ・介護施設、福祉施設等に入所している場合 ・受給者証に記載された有効期間が支給期間に該当しない場合		
窓口	役場福祉介護課		
必要書類等	指定難病特定医療費受給者証または一般特定疾患医療受給者証、印かん、本人名義（児童の場合は保護者名義）の通帳		

7) 心身障害者扶養共済制度

保護者が加入者となって毎月一定の掛金を納入することにより、保護者が死亡または身体に著しい障害を有することになった場合に、障がい者（児）に終身年金が支給される制度です。

加入者 (保護者) の要件	・加入年の4月1日現在、年齢が65歳未満であること ・特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ・障がいのある方に対して、加入できる保護者は1人であること
対象となる 障がい者	・療育手帳を所持する方 ・身体障害者手帳1級～3級に該当する方 ・精神又は身体に永続的な障がいのある方で、上記の障がいと同程度の障がいと認められる方
掛金の額	月額1口9,300円～23,300円（加入時の年齢により金額が異なります） ※2口加入の場合は倍額
年金の額	月額20,000円（加入者が死亡または重度障害となった場合に請求により支払われます） ※加入期間が1年以上で、加入者が生存中に障がい者（児）が死亡した場合には加入期間に応じて弔慰金が支払われます。
窓 口	役場福祉介護課
必要書類等	手帳、印かん、住民票（保護者・障がい者（児）・年金管理者）、個人番号がわかるもの、加入等申込書、障害証明書、申込者告知書、年金管理者指定届書、その他に加入者が障がい者（児）を扶養していることがわかるもの（戸籍謄本・課税証明書等）が必要な場合があります。

★各種手当は申請し、認定されなければ支給されませんので、
ご注意ください。

3. 医療費助成制度

1) 医療福祉制度（マル福制度）

病院等で診療を受けた際に支払う医療費の自己負担分を助成する制度です。

対 象 者	・身体障害者手帳 1 級・2 級（内部障害の方は 1 ～ 3 級）の方 ・身体障害者手帳 3 級かつ、知能指数が50以下（療育手帳 B 相当）の方 ・知能指数が35以下（療育手帳㊤、A 相当）の方 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級の方 ・障害年金 1 級を受給している方 ・特別児童扶養手当 1 級の対象となった方
所得制限	前年の所得が一定額以上の場合
必要書類等	健康保険証、印かん、身体障害者手帳、療育手帳、障害年金証書、特別児童扶養手当証書
窓 口	役場国保年金課
備 考	県外の医療機関等を受診した場合や治療用装具を作製した場合は、医療費の自己負担分を一時支払い、後日領収書を添付して役場国保年金課に申請をすることにより、助成金額分の払い戻しを受けることができます。

2) 障がい認定による後期高齢者医療制度

一定の障がい程度にある65歳以上75歳未満の方は、後期高齢者医療制度に加入することにより、医療費にかかる自己負担分が軽減されます。

対 象 者	・身体障害者手帳 1 ～ 3 級の方 ・身体障害者手帳 4 級のうち、音声言語機能の著しい障がいに該当する方、下肢機能障害の 1 号・3 号・4 号に該当する方 ・療育手帳㊤、A の方 ・精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 2 級の方 ・身体障がい、知的障がい又は精神障がいを理由とした障害年金 1 ～ 2 級の方（労災、船員保険法は障害年金 1 ～ 4 級）
必要書類等	健康保険証、印かん、手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）又は障害状態を明らかにする書類（年金証書等）
窓 口	役場国保年金課
備 考	現在加入している健康保険を抜け、新たに後期高齢者医療保険に加入する必要があります。後期高齢者医療保険制度では、被保険者個人が保険料を負担します。

3) 自立支援医療制度（育成医療）

身体に障がいのある児童に対し、早い時期に治療を受けることで、将来の生活に必要な能力と機能を持たせるために必要な医療費の助成を行います。（必ず治療を開始する前に申請してください。）

対 象 者	18歳未満で下記の機能障害を有する児童 （肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能障害、音声言語機能障害、じん臓、心臓、肝臓、免疫機能障害、その他の内臓障害） ※身体障害者手帳の交付を受けていない方も対象となります。
費 用	医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし、所得等に応じて一月あたりの自己負担額の上限が決められており、負担が重くなりすぎないようにしています。 ※世帯の所得が一定以上の場合は、対象とならないことがあります。
必要書類等	世帯の課税状況を証明できるもの、個人番号がわかるもの、健康保険証、印かん、指定医療機関の意見書
窓 口	役場福祉介護課

4) 自立支援医療制度（更生医療）

障害程度の軽減や残された機能の回復を目的とした医療・手術等を受ける場合、その障害の除去・軽減を図るために必要な医療費の助成を行います。（必ず治療を開始する前に申請してください。）

対 象 者	身体障害者手帳を交付された18歳以上の方 ※対象となる医療は、身体障害者手帳に記載されている障害名と因果関係があり、確実に治療効果が期待されるものに限られます。（例：角膜手術、関節形成手術、心臓手術、人工透析療法、外耳形成手術、じん移植術、肝臓移植術、抗H I V療法等）
有効期限	概ね3カ月以内（疾病により最長1年） ※更新可能
費 用	医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし、所得等に応じて一月あたりの自己負担額の上限が決められており、負担が重くなりすぎないようにしています。 ※世帯の所得が一定以上の場合は、対象とならないことがあります。
必要書類等	身体障害者手帳、世帯の課税状況を証明できるもの、個人番号がわかるもの、印かん、健康保険証、指定医療機関の意見書
窓 口	役場福祉介護課

5) 自立支援医療制度（精神通院医療）

通院による治療を継続して必要とする程度の精神疾患（てんかんを含む）のある方（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方も対象となります）の通院医療に係る費用の助成を行います。

対 象 者	精神疾患により通院医療を受けている方
有効期限	1 年（再認定の申請は、有効期限の 3 カ月前から可能）
費 用	医療費の 1 割が原則として自己負担となります。ただし、所得等に応じて一月あたりの自己負担額の上限が決められており、負担が重くなりすぎないようになっています。 ※世帯の所得が一定以上の場合は、対象とならないことがあります。
必要書類等	申請書、診断書、印かん、健康保険証、個人番号がわかるもの、同一健康保険に加入する家族の課税状況を証明できるもの又は課税状況確認同意書
窓 口	役場福祉介護課

6) 指定難病の医療費助成（指定難病特定医療費受給者証の交付）

対象疾病にり患し、病状が一定の基準を満たす方または高額な医療費を支払っている方に対して、医療費の一部が助成されます。ただし助成の対象となるのは、指定医療機関で受けた指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療等に限られます。

窓 口	竜ヶ崎保健所保健指導課（電話：0297-62-2367）
-----	------------------------------

7) 小児慢性特定疾病の医療費助成（小児慢性特定疾病医療受給者証の交付）

児童等の慢性疾病のうち、国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）について、医療費の一部が助成されます。

対象年齢	18歳未満の児童（ただし18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者を含む）
窓 口	竜ヶ崎保健所健康増進課（電話：0297-62-2172）

4. 補装具費の支給及び日常生活用具の給付

1) 補装具費の支給

身体障がい者（児）又は難病患者の体の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にするために、必要な補装具の購入、修理又は借受けに係る費用の一部を公費で負担します。（必ず購入・修理等の前にご相談ください。）

対 象 者	身体障害者手帳所持者又は難病患者（指定難病特定医療費受給者証を受けている方又は難病の診断を受けた方） ※介護保険の要支援・要介護の認定者は介護保険の利用が優先されます。 ※障がい者又は難病患者本人並びに世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の税額が46万円以上の場合は、対象となりません。
費 用	費用の1割が原則として自己負担となります。ただし、所得等に応じて上限が決められていて負担が重くなりすぎないようにになっています。
必要書類等	身体障害者手帳又は難病患者と証明できるもの、印かん、意見書（再交付又は修理の場合を除く）、見積書、世帯の課税状況を証明できるもの
窓 口	役場福祉介護課

<補装具の種類>

障害区分	対象となる補装具
肢体不自由	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置等
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡等
聴覚・言語障害	補聴器、人工内耳（音声信号処理装置の修理のみ）
肢体不自由かつ言語障害	重度障害者用意思伝達装置
難病患者	車いす、意思伝達装置、装具（整形靴）等

<補装具判定方法> *補装具の給付には判定が必要となります（一部判定不要）。

判定方法		茨城県福祉相談センター			市町村	
補装具種目		直接判定	書類判定	借受け	書類判定	判定不要
義肢	殻構造		○	○		
	骨格構造	○				
装具			○	○		
座位保持装置		(○) ※1	○	○		
座位保持椅子（児童のみ）				○	○	
視覚障害者安全つえ						○
義眼					○	

補装具種目		判定方法	茨城県福祉相談センター			市町村	
			直接判定	書類判定	借受け	書類判定	判定不要
眼鏡	矯正眼鏡					○	
	遮光眼鏡					○	
	コンタクトレンズ					○	
	弱視眼鏡					○	
補聴器				○			
車椅子	レディメイド(手押型)						○
	レディメイド(手押型以外)					○	
	オーダーメイド			○			
電動車椅子			○				
歩行器					○	○	
歩行補助つえ(一本杖を除く)							○
重度障害者用意思伝達装置				○	○		
特例補装具			○	(○) ※2			

※1：場合により直接判定 ※2：6輪型車椅子は書類判定

2) 日常生活用具の給付

障がいを持つ方が日常生活を円滑に過ごせるよう、必要に応じて日常生活用具が給付されます。ただし、障害や疾病により給付品目が異なりますのでご注意ください。（必ず購入する前にご相談ください。）

対 象 者	・身体障害者手帳を所持する方 ・療育手帳を所持する方 ・精神障害者保健福祉手帳を所持する方 ・指定難病特定医療費受給者証を所持する方 ※介護保険の要支援・要介護の認定者は介護保険の利用が優先されます。 ※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び指定難病特定医療費受給者証を所持する方でも、障害の種類や等級により適用できない場合があります。
費 用	基準額の範囲内で、費用の1割が原則として自己負担となります。基準額を超過した分の費用は自己負担となります。
必要書類等	証明となるもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、指定難病特定医療費受給者証、医師の意見書）、印かん、見積書、世帯の課税状況を証明できるもの又は課税状況確認同意書
窓 口	役場福祉介護課
備 考	対象となる障害や給付内容は役場福祉介護課へお問い合わせください。

5. 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス

1) 障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づき、個別に支給決定を行います。また「介護給付」と「訓練等給付」は、利用する際の手続き方法が異なります。

費 用	費用の1割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じた上限の設定等により、負担が重くなりすぎないようになっています。 ※詳細については、25ページをご参照ください。
窓 口	役場福祉介護課
備 考	・介護給付の各種サービス（同行援護を除く）を利用する場合は、障害支援区分の認定が必要です。ただし、認定の決定まで時間を要する場合がありますので利用を希望する場合は事前にご相談ください。 ・障害支援区分により、受けられる介護給付のサービスが異なります。 ・訓練等給付のサービスには、利用期間に制限（原則2年間）を設けている場合があります。 ※サービス支給決定までの流れについては、22ページをご参照ください。

※ 満65歳以上の方及び満40歳から満64歳までの医療保険の加入者で、次の1～16までの特定疾病が原因で「要支援・要介護」の介護認定を受けた方は、介護保険法によるサービスの利用が優先されます。

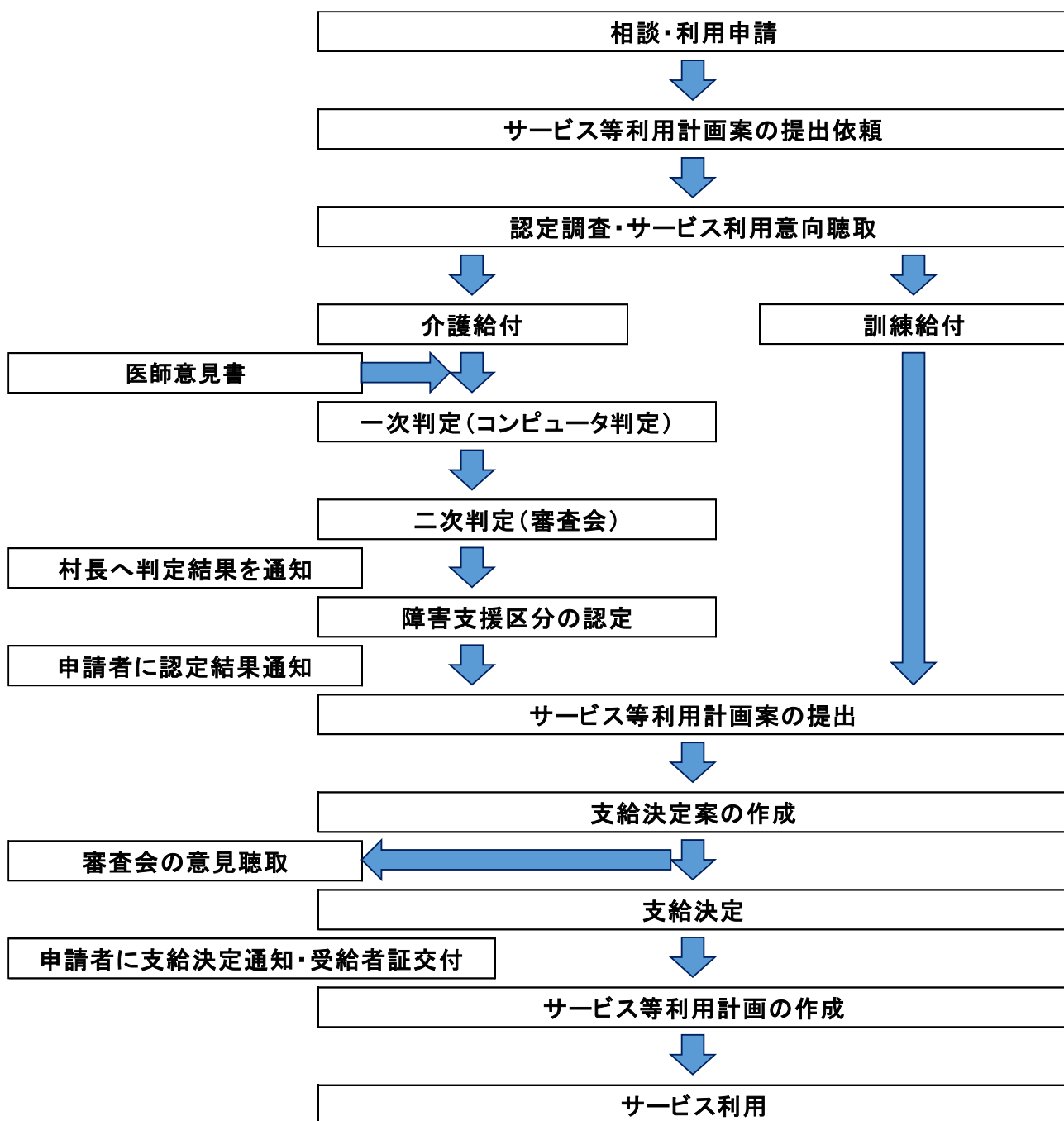
○介護保険に関する問い合わせ先：役場福祉介護課介護保険担当

1. 末期のがん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る） 2. 関節リウマチ 3. 筋萎縮性側索硬化症 4. 後縦靱帯骨化症 5. 骨折を伴う骨粗鬆症 6. 初老期における認知症 7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患） 8. 脊髄小脳変性症 9. 脊柱管狭窄症 10. 早老症 11. 多系統萎縮症 12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 13. 脳血管疾患 14. 閉塞性動脈硬化症 15. 慢性閉塞性肺疾患 16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
--

<障害福祉サービスの種類>

介護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事等の生活援助を行います。通院、公的手続き等に外出する際の援助〈通院等介助〉も行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅（または入院中の医療機関）で入浴・排せつ・食事の介護・外出時の移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	重度の視覚障がい者が外出する際、移動に伴う援護や視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。 認定調査を行う前に、アセスメント調査票による調査を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する者の疾病その他の理由により、短期入所を必要とする障がい者等に対し、施設において入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
支 地 援 域 給 相 付 談	地域移行支援	施設に入所している又は精神科病院に入院している人に、住居の確保や地域での生活に移行するための相談支援を行います。
	地域定着支援	施設や病院から退所・退院した人等、地域での生活が不安定な人に、常時連絡体制を確保し、緊急事態における訪問対応を行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	就労定着支援 (訓練等給付)	事業所に新たに雇用された障がい者に対して、事業所での就労の継続を図るために、事業所の事業主・障害福祉サービス事業者・医療機関等との連絡調整等の支援を行います。
	自立生活援助 (訓練等給付)	施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がい者が居宅における自立した日常生活を営むうえでの様々な問題に対し、定期的な巡回訪問や当該障がい者からの相談に応じ、必要な援助を行います。
支 計 援 画 給 相 付 談	計画相談支援	サービスを利用する際に、サービス等利用計画案の作成や、サービス事業者等との連絡調整、定期的なモニタリング等を行います。

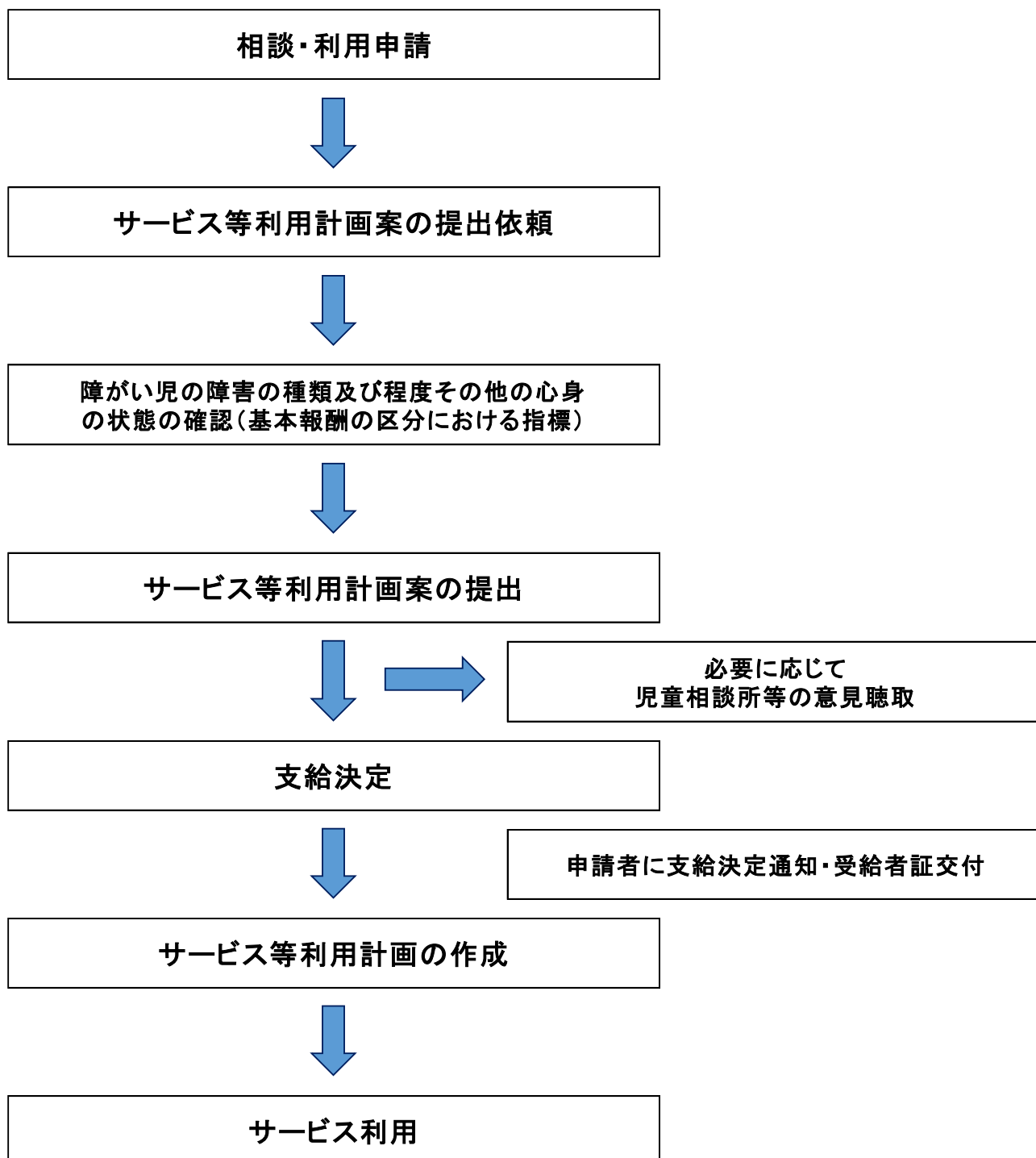
○障がい者(満 18 歳以上)の支給決定までの流れ



※障害支援区分とは

障がい者等の多様な障害特性やその他心身の状態に応じて必要とされる支援の度合を総合的に示すもので、障がい者に対する介護給付の必要度を表す 6 段階の区分（区分 6 が必要度が高い）があります。障がい者の特性を踏まえた判定が行われるよう 80 項目の調査を行い、美浦村障害支援区分認定審査会での総合的な判定を踏まえて村が認定します。

○障がい児（満 18 歳未満）の支給決定までの流れ



2) 障害児通所支援

児童福祉法に基づき、身体、知的又は精神に障がいのある児童若しくは療育を受けなければ福祉が損なわれるおそれのある児童に対し、個別に支給決定を行います。

費 用	費用の1割が原則として自己負担となります。ただし、所得等に応じた上限の設定等により、負担が重くなりすぎないようになっています。 ※詳細は、23ページをご参照ください。
窓 口	役場福祉介護課
備 考	短期入所（ショートステイ）を利用する場合は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの支給決定を別途受ける必要があります。

<障害児通所支援サービスの種類>

児童発達支援	児童発達支援センター等で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等のために外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、発達支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対し、日帰りで治療を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進し、社会との交流の促進やその他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	専門職が、障がい児のいる保育所・乳児院等の施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活に溶け込めるようになるための支援を行います。
障害児相談支援	サービスを利用する際に、障害児支援利用計画書の作成や、サービス事業者等との連絡調整、モニタリング等を行います。

3) 相談支援事業所及び地域活動支援センター

<相談支援事業所>

社会福祉法人 木犀会 ケアステーション コナン 〒300-0421 稲敷郡美浦村木原 626-2 TEL029-891-6700
社会福祉法人 美しの森 虹の里 相談支援室 〒300-0424 稲敷郡美浦村受領 957 TEL029-885-0810

<地域活動支援センター>

社会福祉法人 明清会 障害者支援施設 ほびき園 〒300-0213 かすみがうら市牛渡5513-1 TEL029-898-3661
--

4) 障害福祉サービスの利用にかかる費用

障害福祉サービスの定率負担は、利用したサービス（食費を除く）の1割となります。ただし、所得に応じて月当たりの負担額の上限が設定され、利用したサービス量にかかわらず上限額以上の負担は生じません。（療養介護医療を除く。）

所得を判断する際の世帯の範囲は、障がい者の場合は障がいのある方とその配偶者、障がい児の場合は障がい児が属する世帯となります。

◆費用負担額の上限（在宅サービスや通所施設を利用される人）

区分	対象者の世帯収入状況		月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	村民税非課税世帯		0円
一般 1	村民税 非課税世帯	所得割合計160,000円未満 ※入所施設(20歳以上)、グループホーム利用者を除く	9,300円
一般 2		上記以外の者	37,200円

※ 入所サービスは、利用者負担が多くならないように別途軽減措置があります。

◆児童の保護者の費用負担額の上限（在宅サービスや通所施設を利用される人）

区分	対象者の世帯収入状況		月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	村民税非課税世帯		0円
一般 1	村民税 非課税世帯	所得割合計280,000円未満 (20歳未満の施設入所者)	4,600円 (9,300円)
一般 2		所得割合計280,000円以上	37,200円

※ 利用児童が未就学児であり、未就学児の兄弟のうち第2子以降である場合には、軽減措置に該当する場合があります。

※ 同じ世帯でほかにも障害福祉サービス、介護保険のサービス等を受けている方がいれば、その合算額が一定額以上にならないよう高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。

6. その他の生活支援サービス・制度

1) 日中一時支援事業

障がい者(児)等の日中における活動の場を確保し、障がい者(児)等を日常的に介護する家族の一時的な休息や就労支援、介護負担の軽減を図ります。

対 象 者	村内に居住する身体・知的・精神障がい者(児)および難病患者等で、障害者総合支援法第4条の「障害支援区分」1以上相当と認められ、介護者や保護者の都合により一時的に施設介護を必要とする方。
費 用	原則として費用の1割が自己負担となります。(ただし課税状況等に応じた負担軽減あり) また、交通費等の実費も自己負担となります。
必要書類等	対象となる手帳または指定難病特定医療費受給者証、印かん ※申請後に障害状況の認定調査を行う場合があります。
窓 口	役場福祉介護課

2) 移動支援事業

障がい者(児)等が円滑に外出することができるよう、ヘルパーが付添い外出時の移動支援(危険の回避等)を行います。

対 象 者	村内に居住し、屋外での移動が困難な身体・知的・精神障がい者(児)および難病患者等で、障害者総合支援法第4条の「障害支援区分」1以上相当と認められ、社会生活上不可欠な外出や社会参加において、移動時の支援を必要とする方。
費 用	原則として費用の1割が自己負担となります。(ただし課税状況等に応じた負担軽減あり) また、交通費等の実費も自己負担となります。
必要書類等	対象となる手帳または指定難病特定医療費受給者証、印かん ※申請後に障害状況の認定調査を行う場合があります。
窓 口	役場福祉介護課

3) 意思疎通支援事業

聴覚障がい者の通院や通学に際して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

対 象 者	村内に居住する聴覚障がい者
手 続	・直接窓口、又はFAX・電話で申込みできます(1週間前までに) ・氏名、住所、FAX・電話番号、派遣希望日時、派遣場所、手話か要約筆記の別、内容、待合せ場所をご連絡ください。
派遣地域	原則として美浦村内
窓 口	役場福祉介護課

4) 自動車運転免許の無料教習制度

就職するために自動車運転免許を受けたい身体障がい者の方に対し、一定の要件に該当する場合、所定の教習料金が無料になります。

対 象 者	18歳以上の身体障がい者で次のいずれにも該当する方。 ①公共職業安定所に求職登録している方 ②運転免許試験場の適性検査に合格している方 ③身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方
費 用	教習料金：無料（検定料・身体障がい者専用宿舎利用等は有料）
期 間	3箇月（入所日は1・4・7・10月の月初め）
問 合 せ	身体障害者運転能力開発訓練センター（通称：東園（あずまえん）） 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46 （電話：048-481-2711 FAX：048-481-6578）

5) 自動車運転免許取得費用の助成

身体に障がいのある方が就労等に伴い、自動車運転免許を取得する場合、指定自動車教習所において教習を受けるのに必要な経費の一部を助成します。（必ず運転免許取得前にご相談ください。）

対 象 者	身体障害者手帳1～4級を所持する方（ただし、音声・言語、心臓、呼吸器、腎臓、膀胱・直腸、小腸機能障害の方は除く）
内 容	指定自動車教習所で訓練を受けた費用のうち3分の2の額（上限10万円）
必要書類等	身体障害者手帳、課税証明書、身体障害者運転適格審査結果表
窓 口	役場福祉介護課

6) 自動車改造費の助成

身体に障がいのある方が所有し、自ら運転する自動車の運転装置の一部を改造する費用を助成します。（必ず改造前にご相談ください。）

対 象 者	上肢、下肢、体幹機能障害1級・2級の方で、就労等のため自ら運転する方（過去5年間に当該補助を受けた方は対象となりません）
内 容	ハンドル・ブレーキ・アクセル等を改造するための費用を10万円まで助成します。
必要書類等	身体障害者手帳、車検証、運転免許証、改造見積書、課税証明書、印かん
窓 口	役場福祉介護課
備 考	所得制限があります。

7) 重度障害者（児）住宅リフォーム費の助成

住宅・設備を重度障がい者（児）の方に適するように改善する場合、その費用の一部を助成します。（必ずリフォーム前にご相談ください。）

対 象 者	・身体障害者手帳：下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）1・2級 ・療育手帳：総合判定が㊤の知的障害者（児）
内 容	住宅の一部を改造するための費用の4分の3（限度額55万円）を助成します。
必要書類等	各種障害者手帳、整備計画書、見積書・設計書の写し等
窓 口	役場福祉介護課
備 考	所得制限があります。また、介護保険制度における居宅介護住宅改修費、または美浦村重度身体障害者日常生活用具給付事業による住宅改修費の給付が適用される方については、助成の対象となりません。

8) 生活福祉資金貸付制度

低所得、障がい者及び高齢者世帯の方々に、資金の貸付けと合わせて必要な相談支援を行います。

窓 口	美浦村社会福祉協議会（電話：029-885-0038）
-----	-----------------------------

9) 身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）給付

在宅の重度身体障がい者の就労等社会活動への参加を促進するために、一定の条件をもとに茨城県から身体障害者補助犬を給付します。

対 象 者	県内に居住する満18歳以上の在宅の身体障がい者で、次に該当する方。 1. （1）視覚障害1級又はこれに準ずる方（盲導犬） （2）肢体不自由1、2級又はこれに準ずる方（介助犬） （3）聴覚障害2級又はこれに準ずる方（聴導犬） 2. 社会参加と自立更生に効果があると認められるものであること。 3. 身体障害者補助犬を適切に利用し、飼育できると認められること。
費 用	世帯の課税状況に応じて自己負担があります。また、歩行訓練等期間中の食費及び交通費等についても自己負担となります。
問 合 せ	茨城県保健福祉部障害福祉課（電話：029-301-3368）

10) 人工肛門ストマ用装具支給事業（茨城県事業）

人工肛門造設者等で身体障害者手帳の交付を受けられない方等に対し、茨城県がストマ用装具を支給します。

対 象 者	茨城県内に住所を有する人工肛門造設者等で、身体障害者手帳の交付を受けられない方
費 用	世帯の課税状況に応じて自己負担があります。
必要書類等	印かん、注文する装具について業者名や型番が分かるもの ※支給を希望する場合は事前に役場福祉介護課へご相談ください。
窓 口	役場福祉介護課
問 合 せ	茨城県県南県民センター地域福祉室（電話：029-822-7217）

11) 軽度・中等度難聴児の補聴器購入支援

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器の購入に必要な費用の一部を補助します。

対 象 者	村内に住所を有する18歳未満の方で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと
費 用	世帯の課税状況に応じて自己負担があります。
必要書類等	所定の診断書、印かん ※支給を希望する場合は事前に役場福祉介護課へご相談ください。
窓 口	役場福祉介護課

7. 交通機関等の割引制度

1) JR旅客運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方がJRを利用する場合、運賃が割引になります。

対 象 者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者 ※下表を参照してください。
利用方法	JR各駅の乗車券販売窓口到手帳を提示してください。
問 合 せ	各駅等 ※購入方法は事前に各駅等に問い合わせください。

対 象	割引対象乗車券類	割引率	備 考
第1種障害者とその介護者（1名）〔一緒に利用する場合のみ〕	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 但し回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障害者又は12歳未満の障がい者とその介護者（1名）〔一緒に利用する場合のみ〕	定期乗車券 ※小児定期乗車券を除きます。	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障害者が単独で利用する場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合（私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます）

※ JR線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※ 障がい者と介護者のご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。

※ 第1種・第2種の別については手帳に記載されています。

※ JR以外の旅客運賃割引制度については、各鉄道会社にお問合せください。

2) つくばエクスプレス旅客運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方がつくばエクスプレスを利用する場合、運賃が割引になります。

対 象 者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者 ※次表を参照してください。
利用方法	各駅の乗車券販売窓口到手帳を提示してください。
問 合 せ	つくばエクスプレス線各駅 ※購入方法は事前に各駅にお問い合わせください。

対 象	割引対象乗車券類	割引率	備 考
第1種障害者とその介護者（1名）〔一緒に利用する場合のみ〕	普通乗車券 回数乗車券	50%	回数乗車券はつくばエクスプレス線区間単独の発売となります。
第1種障害者又は12歳未満の障がい者とその介護者（1名）〔一緒に利用する場合のみ〕	定期乗車券 ※小児定期乗車券を除きます。	50%	小児定期旅客運賃については割引を適用しません。（障がい者が小児の場合は介護者のみ。） 介護者に対しては通勤定期乗車券の発売となります。
第1種、第2種障害者が単独で利用する場合	普通乗車券	50%	距離による制限はなし（つくばエクスプレス線内のみ）

※ 障がい者と介護者のご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。

※ 第1種・第2種の別については手帳に記載されています。

3) 県内路線バス運賃の割引

①身体障害者手帳・療育手帳を所持している方が路線バスを利用する場合、運賃が割引になります。

適用範囲	種類	割引率	問合せ
第1種障害者 （本人及び介護者）	普通乗車券 定期乗車券	各バス会社が設定する 割引率	各バス会社窓口
第2種障害者 （本人のみ）	普通乗車券 定期乗車券		

②精神障害者保健福祉手帳を所持している方が路線バスを利用する場合、下記11事業者が割引を実施しています。割引率等は各バス会社で異なりますので、ご利用の際はあらかじめ各バス会社にお問合せください。

関東鉄道、関鉄観光バス、関鉄グリーンバス、関鉄パープルバス、茨城交通、日立電鉄交通サービス、大利根交通自動車、椎名観光バス、昭和観光バス、茨城急行自動車、朝日自動車

4) タクシー料金の割引

身体障害者手帳・療育手帳を所持している方がタクシーを利用する場合、料金が1割引になります。

対 象 者	身体障害者手帳又は療育手帳を所持している方
利用方法	タクシー乗車時に手帳を提示してください。
問 合 せ	各タクシー会社

5) タクシー料金の助成（福祉タクシー券）

通院や機能回復訓練等のため、医療機関等への通院にタクシーを利用する場合、初乗り運賃を助成します。

対 象 者	・身体障害者手帳1級・2級の方 ・療育手帳^①・Aの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方 ・要介護・要支援高齢者 ※ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない方
助 成 額	初乗り運賃を助成します。年度48枚（年度当初発行の場合）が限度。 ※利用券の譲渡・再発行はできません。
必要書類等	対象者の印かん、対象となる手帳又は介護保険証
窓 口	役場福祉介護課

6) 国内航空路線運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持する満12歳以上の方について、国内の定期航空路線の運賃が割引されます。（種別・各航空運送事業者によっては、介護者1名にも割引が適用される場合があります。）割引率は各航空運送事業者や路線によって異なります。

問 合 せ	各航空運送事業者、旅行代理店
-------	----------------

7) 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳・療育手帳を所持している方が有料道路を利用する場合、通行料金が割引になります。ただし、有効期限（最大2年間）があり、更新手続きが必要です。

対 象 者		身体障害者手帳又は療育手帳を所持している方
適用範囲		・身体障がい者が自ら運転する乗用自動車で、本人又はその親族が所有するもの（営業自動車は除く）※1台のみ ・第1種身体障害者又は第1種知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が運転する車で本人又はその親族が所有するもの（営業自動車は除く）※1台のみ
手 続	ETC を利用 しない場合	・身体障害者手帳又は療育手帳 ・自動車検査証又は軽自動車届出済証 ・運転免許証（障がい者本人が運転する場合のみ）
	ETC を利用 する場合	上記に加え・ETCカード（原則として障がい者本人名義のもの） ・ETC車載器セットアップ申込書
窓 口		役場福祉介護課

8) 大洗カーフェリー運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者（第1種・精神障害者保健福祉手帳1級の場合はその介護者も含む）について、旅客運賃が割引となります。

対 象	第1種、第2種を問わず旅客運賃の50%、乗用車運賃の10%が割引となります。第1種・精神障害者保健福祉手帳1級の介護者（1名のみ）も同様の割引となります。
利用方法	乗船券の販売窓口で手帳を提示してください。
問 合 せ	商船三井フェリー大洗旅客予約センター（電話：029-267-4133）

8. 税の減免等

1) 所得税・村県民税の所得控除

種 類	① 障害者控除 本人または扶養控除の対象となる親族に障害がある場合、所得税の障害者控除を受けられます。			
	名称	対象者	所得税	村県民税
	障害者控除	・身体障害者手帳3～6級 ・療育手帳B・C ・精神障害者保健福祉手帳2・3級	1人当たり 27万円	1人当たり 26万円
	特別障害者控除	・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳④・A ・精神障害者保健福祉手帳1級	1人当たり 40万円	1人当たり 30万円
	同居特別障害者 扶養控除	扶養控除対象の親族が特別障害者で、かつ同居している場合	1人当たり 75万円	1人当たり 53万円
② 心身障害者扶養共済掛金 共済加入者が納める掛金は、その全額を小規模企業共済等掛金控除として所得金額から差し引くことができます。				
③ ストマ用装具の購入費用 人工肛門または尿路変更のストマを持つ方が、ストマケアに係る治療を受けている場合、ストマ用装具の購入費用のうち自己負担分が医療費控除の対象になります。（ただし、医師が発行するストマ用装具使用証明書の添付が必要です。）				
手 続	確定申告（村県民税の申告）時に、必要書類を添付または提示してください。※給与所得者の場合、①と②は年末調整で手続きできます。			
必要書類等	①障害者手帳 ②共済掛金の領収書 ③ストマ用装具購入に係る領収書、ストマ用装具使用証明書			
窓 口 (問合せ)	所得税：竜ヶ崎税務署（電話：0297-66-1303〔自動音声案内〕） 県民税：土浦県税事務所課税第一課（電話：029-822-7212） 村民税：役場税務課 ※勤務先の給与担当者（障害者控除、心身障害者扶養共済掛金のみ）			

2) 村県民税の非課税

障がい者の場合、前年の合計所得金額が125万円以下であれば非課税になります。

窓 口	県民税：土浦県税事務所課税第一課（電話：029-822-7212） 村民税：役場税務課
-----	--

3) 相続税の障害者控除

相続人が85歳未満の障がい者である場合は、85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者のときは20万円）が障害者控除として、相続税額から差し引かれます

窓 口	竜ヶ崎税務署（電話：0297-66-1303〔自動音声案内〕）
-----	---------------------------------

4) 特定障害者に対する贈与税の非課税

特定障害者（特別障害者及び障害者のうち精神に障がいがある方）の方の生活費等に充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

窓 口 (問合せ)	各信託会社、信託銀行等 竜ヶ崎税務署（電話：0297-66-1303〔自動音声案内〕）
--------------	--

5) 少額貯蓄の利子等の非課税

障がい者が受け取る一定の預貯金・公債等（限度額350万円）の利子等については、一定の手続きをして預け入れをした場合、非課税になります。

窓 口	各銀行・証券会社等の金融機関
-----	----------------

6) 個人事業税の減免等

障がい者が個人で事業を営む場合、事業税が非課税または減免になります。

事業の内容	減免等の内容
視覚障がい者(両眼の矯正視力が0.06以下)が営むあんま、マッサージ、はり、灸、柔道整復等の医業に類する事業	非課税
身体障がい者が営む事業で、前年の所得が基準以下の場合	一部減免

窓 口	土浦県税事務所（電話：029-822-7176）
-----	--------------------------

7) 自動車税（環境性能割・種別割）の減免（免除）

茨城県では、心身に障がいのある方の移動のためにもっぱら利用する自動車について、一定の要件を満たす場合、申請によって自動車税（環境性能割・種別割）が減免（免除）されます。なお、減免の対象となる自動車は、障がい者の方一人につき一台に限ります。

※ 市町村の「軽自動車税（種別割）」について減免を受けている場合は、「自動車税（種別割）」の減免の対象になりません。（軽自動車税の減免については、役場税務課にお問い合わせください。）

※ 自動車税・軽自動車税の減免を受けると、福祉タクシー利用料金の助成を受けられなくなります。

<対象となる自動車の所有者・使用目的等>

1. 障がい者のために自動車を利用していること。（入院中等、障がい者の移動のために自動車を利用していない場合は対象となりません。）
2. 納税義務者が障がい者本人または生計を一にする方（家族）であること。（法人名義、リース自動車、事業用自動車（緑ナンバー・黒ナンバー）は対象となりません。）
3. 茨城県内のナンバーで適正に登録されている自動車であること。（茨城県外に転出して、自動車の登録を変更していない場合は対象となりません。）

<対象となる障害等級等>

身体障害者手帳		
障害の区分	本人が運転する場合	生計同一・常時介護者が運転する場合
視覚障害	1～4級	左に同じ
聴覚障害	2・3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害（こう頭摘出に限る）	3級	
上肢障害	1・2級	
下肢障害	1～6級	1～3級
体幹機能障害	1～3級・5級	1～3級
脳病変による運動機能障害（上肢）	1・2級	左に同じ
脳病変による運動機能障害（移動）	1～6級	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸機能障害	1・3級	
免疫機能障害	1～3級	
肝臓機能障害	1～3級	

療育手帳（判定が有効期限内のもの）
判定が㊤またはA

精神障害者保健福祉手帳（判定が有効期限内のもの）
障害等級が1級の方のうち、自立支援医療費受給者証（精神通院）又は医療福祉費受給者証（マル福）の交付を受けている方もしくは当該障害の治療のために通院をしている方

※ 障害名が複数ある場合や表以外の障害名が記載されている手帳をお持ちの方は、下記の県税事務所（軽自動車の場合は役場税務課）へお問い合わせください。

窓 □	○土浦県税事務所（電話：029-822-7205）同所稲敷支所（電話：029-892-6111） ○軽自動車税：役場税務課
----------	--

9. その他の福祉

1) NHK放送受信料の減免

全額免除	半額免除
・身体障害者手帳を所持する方がいる世帯で、世帯構成員全員が村民税非課税の場合 ・療育手帳を所持する方がいる世帯で、世帯構成員全員が村民税非課税の場合 ・精神障害者保健福祉手帳を所持する方がいる世帯で、世帯構成員全員が村民税非課税の場合	・視覚又は聴覚障害の身体障害者手帳を所持する方が、世帯主かつ受信契約者の場合 ・身体障害者手帳 1 級・2 級を所持する方が、世帯主かつ受信契約者の場合 ・重度の知的障がい者と判定された方（療育手帳 ㉠・A）が、世帯主かつ受信契約者の場合 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する方が、世帯主かつ受信契約者の場合 ・特別項症～第 1 款症の戦傷病者手帳を所持する方が、世帯主かつ受信契約者の場合

必要書類等	各種障害者手帳、印かん ※申請書証明欄に村の証明を受ける必要があります。
窓 口	役場福祉介護課
提 出 先	NHK 水戸放送局 営業部（電話：029-232-9811）

2) いばらき身障者等用駐車場利用証制度

身体障がい者等が自ら又は家族の運転する車に同乗し、公共施設及び商業施設にある身障者等用駐車場に駐車する際、利用証を掲示することにより駐車しやすくなります。

対 象 者	・身体障害者手帳（視覚障害 4 級以上、聴覚機能障害 3 級以上、平衡機能障害 5 級、上肢機能障害 2 級以上、下肢機能障害 6 級以上、体幹機能障害 5 級以上、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害〔上肢 2 級以上・移動 6 級以上〕、内部障害 4 級以上）を所持する方 ・療育手帳（㉠・A）を所持する方 ・精神障害者保健福祉手帳を所持する方（1 級の方） ・介護保険の要介護状態区分が「要介護 1」以上の認定を受けた方 ・指定難病特定医療費受給者証を所持する方 ・小児慢性特定疾病医療受給者証を所持する方 ・母子健康手帳を所持する方（妊娠 7 ヶ月から産後 6 ヶ月の方）
必要書類等	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等を持参
窓 口	役場福祉介護課
備 考	車内のルームミラー等に掲げて使用。対象者 1 人につき 1 枚交付。茨城県内全域ほか提携する他県でも利用可能。

3) 駐車禁止除外車の指定

身体障がい者等が自ら又は家族等の運転する車に同乗するとき公安委員会発行の許可証（駐車禁止除外指定車標章）を掲示することにより、やむを得ない場合、他の交通の妨げにならない等の要件に該当する場合に限り駐車禁止区域でも駐車することができます。

対象車両	身体障害者手帳等の交付を受けている歩行困難な方が現に使用中の車両で、公安委員会が必要と認めるもの ※身体障がい者の標章については「本人標章」とし車両を特定しない。
対 象 者	・身体障害者手帳（上肢機能障害２級の２以上、下肢機能障害４級以上、体幹機能障害３級以上、視覚障害４級の１以上、聴覚機能障害３級以上、平衡機能障害３級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害〔上肢２級以上・移動４級以上〕、内部障害３級以上）所持者 ・療育手帳（㍷・Ａ）所持者 ・戦傷病者手帳所持者（上肢・下肢・内部障害：特別項症から第３項症、視覚・聴覚・平衡機能・体幹：特別項症から第４項症） ・精神障害者保健福祉手帳所持者（１級に限る） ・小児慢性特定疾患児手帳所持者（色素性乾皮症患者に限る）
必要書類等	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳又は色素性乾皮症患者と証明する書類、運転免許証、印かん
窓 口	稲敷警察署（電話：029-893-0110）

4) NTT電話番号案内の無料化（ふれあい案内）

104番への電話番号の問合せを無料で利用できます。事前に登録が必要です。

対 象 者	・身体障害者手帳（視覚障害１級～６級、上肢・体幹・脳原性運動機能障害１～２級）所持者 ・戦傷病者手帳（視力の障害特別項症～第６項症、上肢の障害特別項症～第２項症）所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者
必要書類等	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
窓 口	ふれあい案内（電話：0120-104174）

5) 郵便料金の免除

視覚障がい者の方が、以下の対象郵便物を出す場合に郵便料金が免除されます。

対象郵便物	・視覚障がい者用の点字のみを内容とする郵便物 ・視覚障がい者用の録音テープ等の録音物または点字用紙 (指定を受けている点字図書館、点字出版施設等あてに差し出す場合、 またはそこから差し出される場合) ※その他、免除・割引対象となる郵便物については、各郵便局窓口へお問い合わせください。
問 合 せ	各郵便局窓口

6) 郵便による投票

身体に障がいがあるため投票所へ行くことが困難な方は、郵送による投票ができます。

対 象 者	・両下肢、体幹、移動機能障害 1 級・2 級 ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能障害 1 級・3 級 ・免疫・肝臓機能障害 1 ～ 3 級の身体障害者手帳の所持者 ※自ら投票することができないと認められる方は、代理記載制度を利用することができます。
問 合 せ	美浦村選挙管理委員会（役場総務課内）

7) 携帯電話基本料金等の割引

各障害者手帳を所持している方は、携帯電話料金の割引サービスを受けられることがあります。

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各所持者
内 容	基本使用料の割引等、会社によりサービスが異なります
問 合 せ	各携帯電話会社の取扱店

8) 身体障がい者のための無料結婚相談・各種相談

専任の相談員が身体障がい者の方の結婚相談や各種相談に応じています。またイベント等を開催して交流の場を設けています。

対 象 者	身体障害者手帳の所持者
窓 口	茨城県身体障害者福祉協議会 〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内 (電話：029-243-7010 FAX：029-243-7018)

9) 利用料が免除される県の都市公園施設

下記の有料公園施設の観覧料や使用料等が全額又は半額免除になります。

＜利用方法：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持参してください。＞

都市公園名	電話番号	施設名
偕楽園	029-244-5454	好文亭
弘道館公園	029-231-4725	弘道館
堀原運動公園	029-251-8444	競技場、野球場、武道館
笠松運動公園	029-202-0808	陸上競技場、補助陸上競技場、体育館、テニスコート、球技場、野球場、児童スポーツ広場、室内水泳プール、アイススケート場、トレーニングルーム
砂沼広域公園	0296-43-6661	テニスコート、多目的広場、砂沼サンビーチ
港公園	0299-92-5155	展望塔
洞峰公園	029-852-1432	多目的運動場、テニスコート、体育館、野球場、室内水泳プール
県西総合公園	0296-57-5631	テニスコート、多目的運動場、こども広場
笠間芸術の森公園	0296-72-1990	野外ステージ
大子広域公園	02957-2-5824	多目的運動場、テニスコート、室内水泳プール

※ 障害の種類及び等級によっては該当しない場合があります。くわしくは各施設にお問合せください。

10. スポーツ・文化・訓練

1) スポーツ大会

名称	内容	備考
地域身体障害者 スポーツ大会	身体障がい者の健康の維持、体力の向上等をはかるため、毎年県南8市町村が合同でスポーツ大会を開催しています。	場所：8市町村いずれかの会場 期日：8月中旬頃
ゆうあい スポーツ大会	知的障がいをもつ方々が家族や施設の関係者とともにスポーツやレクリエーションを楽しみ、自立と社会参加を促進するとともに県民の障がい者に対する理解と交流を深めるために開催されます。	場所：茨城県笠松運動公園 期日：5月下旬頃

2) 文 化

名称	内容	備考
ナイスハート ふれあい フェスティバル	12月3日から12月9日までの障害者週間の行事として、障がい者による文化活動の発表及び作品等の展示を行い、障がい者の福祉の向上と県民の障がい者に対する理解を深めます。	場所：茨城県民文化センター 期日：12月上旬頃

3) 機能回復訓練

名称	内容	備考
山の集い・銀輪 のつどい	大自然の中で機能回復訓練をかねて1日を過ごし相互の友愛を深めます。	場所：未定 期日：12月上旬頃

1 1. 主な相談の窓口

1) 民生委員・児童委員

地域の福祉増進に努める民間奉仕者として厚生労働大臣から委嘱され、障がい者や児童、高齢者、生活に困っている人の相談や指導等にあたっています。

窓 口	役場福祉介護課
-----	---------

2) 身体障がい者・知的障がい者相談員

障がい者の更生相談のため、村長から委嘱された民間の協力者です。月1回、障がい者相談を開催し、障がい者や家族の方からのいろいろな相談に応じ、必要な指導や援助を行っています。

窓 口	役場福祉介護課
相 談 日	第3月曜日（祝日の場合は第2月曜日）
会 場	みほふれ愛プラザ
備 考	相談日・会場は変更になる場合がありますので、役場福祉介護課へお問合せください。

3) 障がい者虐待に関する相談窓口

障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）に基づき設置された窓口です。障がい者の虐待にかかわる通報や届け出、支援等の相談を受け、障がい者の安定した生活や社会参加を支援します。

対 象 者	・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等、心身の障害や社会的な障壁により、日常生活・社会生活を送ることが困難な方 ※障がいのある18歳未満の児童も含まれます
虐待種類	・家族等の養護者による虐待 ・障がい者福祉施設従事者等による虐待 ・障がい者を雇用している事業主等による虐待
虐待内容	・身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・放棄・放任・経済的虐待
支援内容	・障がい者の一時的な保護（家族等養護者からの分離） ・障がい者の一時的な保護が必要ない場合の支援（医療機関受診等） ・虐待を行なっている家族等養護者への支援
窓 口	○茨城県障害者権利擁護センター 〔水戸市千波町1918茨城県総合福祉会館2階〕（電話：029-353-8663） ○役場福祉介護課

4) 障がい者差別解消に関する相談窓口

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、設置された窓口です。障害を理由とする差別的取り扱いを禁止し、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることを目指します。

対 象 者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等、心身の障がいや社会的な障壁により、日常生活・社会生活を送ることが困難な方（障がいのある18歳未満の児童も含まれます。）
相談内容	障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮に関すること
窓 口	○茨城県障害者差別相談室 〔水戸市千波町1918茨城県総合福祉会館2階〕 （電話：029-246-6049 FAX：029-246-6048） ○役場福祉介護課

5) こどもの発達相談

	相談の内容・窓口
医療に関する相談	社会福祉法人 愛正会 愛正会記念 茨城福祉医療センター 茨城県水戸市元吉田町1872-1 電話：029-353-7171（予約時間：平日14:30～16:30） 一般小児外来に加え、ダウン症等の先天異常、新生児仮死等に伴う脳性まひ、心機能障害、言葉の遅れ、運動の遅れ、育児不安、発達障害等が対象です。子どもの病気や発達上の問題について治療や助言を受けることができます。
	茨城県立こども病院 水戸市双葉台3-3-1 電話：029-254-1151（要紹介状・予約制） 乳幼児疾患について全般的に扱う医療機関。心理外来も設置されています。
保育・教育に関する相談	美浦村保健センター 美浦村大字受領1546-1 電話：029-885-1889 FAX：029-885-8295 4か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を通して発育の状態を確認します。健診時には、小児科医・保健師等から助言を受けることができます。また、随時、保健師等が養育上の相談に応じています。
	土浦児童相談所 土浦市下高津3-14-5 電話：029-821-4595 FAX：029-822-0855 個別相談や観察を通して、養育・保育上のさまざまな相談に応じています。
	親子教室 美浦村宮地1211-2（みほふれ愛プラザ内子育て支援センター）電話：029-885-6511 登録制の教室です。申し込みは健診での相談、もしくは臨床心理士による発達相談を行ってからとなります。小集団活動（1クラス10人前後）を通して、子どもへの言葉かけや褒め方・遊び方等、お母さん方がお子さんとの関わりについて一緒に考えていく教室です。
	美浦村教育相談センター 美浦村大字受領1470（光と風の丘公園クラブハウス内）電話：029-885-7788 対象者：村内の18歳までのお子さん及び保護者 《こどもの教育相談室》 来所相談あるいは訪問相談（自宅または学校に訪問）にて対応します。必要に応じて継続的なカウンセリングも行います。 《適応指導教室「だんだんルーム」》 学校に行きたいが登校できない児童・生徒に対し、自主的生活への援助・集団適応への援助、学習への援助、再登校への支援を行います。

6) 各種相談機関

名称	内容
美浦村役場 福祉介護課 (障害福祉係)	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請 ・補装具費の支給及び日常生活用具等の給付 ・自立支援医療（精神通院・更生・育成医療）の申請 ・特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の申請 ・在宅心身障害児福祉手当、美浦村難病患者支援費等の申請 ・障害福祉サービス、児童通所支援等の申請 ・その他、障がい者施策、障がい者差別に関する相談及び申請
	〒300-0492 美浦村大字受領1515番地 電話：029-885-0340（内線111・112） FAX：029-885-5933
美浦村社会福祉協議会	村民の福祉意識の向上や地域福祉活動の推進を行っています。 ・生活福祉資金の貸付 ・各種相談 ・福祉機器等の貸し出し ・ボランティア団体等の育成、助成
	〒300-0424 美浦村受領1546-1（美浦村保健センター隣） 電話：029-885-0038
茨城県福祉相談センター 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所	身体障がい者の医学的・心理的及び職能判定を行うとともに、必要に応じて補装具の処方や適合判定を行い、身体障がい者が最も効果的に自立、社会復帰等できるよう指導しています。 また、18歳以上の知的障がい者を対象に、相談や医学的・心理的及び職能的判定を行い、必要な助言・指導を行っています。
	〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 電話：029-221-0800（代） FAX：029-221-0811
土浦児童相談所	18歳未満の児童に関するあらゆる問題について相談に応じ、専門的な判定を行うとともに、必要な助言・指導や施設入所手続きを行っています。
	〒300-0812 土浦市下高津3-14-5 電話：029-821-4595
竜ヶ崎保健所	母子医療（育成・養育）、特定疾患、精神保健、感染症（エイズ等）等についての総合的な相談や指導を行っています。
	〒301-0822 龍ヶ崎市2983-1 電話：0297-62-2161 FAX：0297-64-2693
龍ヶ崎公共職業安定所（ハローワーク龍ヶ崎）	障がい者の職業相談・職業紹介や就業後のアフターケアを、障がい者職業相談員がケースワーク方式により行っています。
	〒301-0041 龍ヶ崎市若柴町1229-1 電話：0297-60-2727
茨城障害者職業センター	公共職業安定所の職業紹介業務と密接な連携を保ち、障がい者の就職のための相談や、評価、職業準備訓練、事業主支援等を行います。
	〒309-1703 笠間市鯉渕6528-66 電話：0296-77-7373 FAX：0296-77-4752

名称	内容
茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ	聴覚障がい者の各種相談や研修・講習の実施、字幕入りビデオテープの貸出や手話通訳者・要約筆記者の養成、派遣を行っています。 〒310-0844 水戸市住吉町349-1 電話：029-248-0029 FAX 029-247-1369
茨城県立点字図書館・視覚障害者福祉センター	視覚障がい者のための各種相談、点字・録音図書の出版、貸出をはじめ、点訳・朗読奉仕員等のボランティア養成も行っています。 〒310-0055 水戸市袴塚1-4-64 電話：029-221-0098 FAX：029-221-0234
茨城県高次脳機能障害支援センター	専門の支援コーディネーターを配置して相談支援を行っています。 〒300-0394 稲敷郡阿見町4669-2 電話：029-887-2605 受付：平日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時 ※来所相談・訪問相談希望の場合は事前連絡が必要。
茨城県難病相談支援センター	難病に悩む方々からの相談を受けています。 〒300-0394 稲敷郡阿見町阿見4669-2（茨城県立医療大学付属病院内）電話：029-840-2838 FAX：029-840-2836
茨城県発達障害者支援センターCOLORSつくば	〒300-1245 つくば市高崎802-1 電話：029-875-3485 FAX:029-875-3486
茨城県精神保健福祉センター	精神保健の相談、不登校・摂食障害等の思春期相談、アルコールや薬物に関する依存症相談を行っています。（相談は完全予約制） 〒310-0852 水戸市笠原町993-2 電話：029-243-2870 FAX：029-244-6555
街角の年金相談センター土浦	障害を事由とした年金の受給見込み、受給資格、裁定請求等、対面による年金相談窓口を開設しています。（要電話予約） 〒300-0037 土浦市桜町1-16-12リーガル土浦ビル3階 電話：029-825-2300
法テラス茨城	法的問題の相談を受けています。 〒310-0062 水戸市大町3-4-36大町ビル3階 電話：0570-078317
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート茨城支部	センターに登録した司法書士が、障害等で判断能力が不十分な方の財産管理や福祉サービスの利用に際して、契約や財産分割等の法律行為の支援を行うための成年後見制度をサポートします。 〒310-0063 水戸市五軒町1-3-16 電話：029-302-3166 FAX：029-302-3177
障害者なんでも相談室（障害者110番）	障がい者や家族又は福祉施設の関係者等が抱えている福祉、就労や権利擁護、財産管理等の問題について専任の相談員が回答します。 〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内茨城県手をつなぐ育成会 電話・FAX：029-244-9588

12. 所在地一覧

機関	住所	連絡先
美浦村役場	美浦村受領1515	電話 029-885-0340(代)
		FAX 029-885-5933
美浦村保健センター	美浦村受領1546-1	電話 029-885-1889
		FAX 029-885-8295
美浦村社会福祉協議会	美浦村受領1546-1	電話 029-885-0038
		FAX 029-840-4452
茨城県保健福祉部障害福祉課	水戸市笠原町978-6	電話 029-301-1111(代)
茨城県福祉相談センター (身体・知的障害者更生相談所)	水戸市三の丸1-5-38	電話 029-221-0800
		FAX 029-221-0811
茨城県精神保健福祉センター	水戸市笠原町993-2	電話 029-243-2870
茨城県県南県民センター	土浦市真鍋5-17-26	電話 029-822-7217
土浦児童相談所	土浦市下高津3-14-5	電話 029-821-4595
竜ヶ崎保健所	龍ヶ崎市2983-1	電話 0297-62-2161
土浦年金事務所	土浦市下高津2-7-29	電話 029-825-1170
土浦県税事務所	土浦市真鍋5-17-26	電話 029-822-7208
土浦県税事務所稲敷支所	稲敷市江戸崎甲541	電話 029-892-6111
ハローワーク龍ヶ崎	龍ヶ崎市若柴町1229-1	電話 0297-60-2727
ハローワーク土浦	土浦市穴塚1838	電話 029-822-5124
茨城障害者職業センター	笠間市鯉淵6528-66	電話 0296-77-7373
稲敷警察署	稲敷市高田3405-1	電話 029-893-0110
竜ヶ崎税務署	龍ヶ崎市川原代町1182-5	電話 0297-66-1303

聴覚・言語等に障がいがある方の110番通報システム

【FAX 110番／対話式メール110番】

言語や聴覚に障がいのある方の緊急通報の手段です。通報はあわてずおちついて！

1. 何があったか（事件か事故か）
2. いつあったのか（発生時刻）
3. どこであったのか（近くの目印は何か）
4. 犯人は（犯人の人相、車種、逃走方向）
5. 被害の状況、事故の様子
6. あなたの住所・氏名・電話番号（FAX 番号）

【FAX 110番】FAX：029-301-6110 茨城県警察本部通信指令課

【対話式メール110番】アドレス <http://ibaraki110.jp/>